

連合岩手「2017政策・制度要求と提言」で岩手県商工労働 観光部・雇用対策・労働室との意見交換会へ出席!!

2017年1月31日15時より、連合岩手会議室で、連合岩手「2017 政策・制度要求と提言」について岩手県から回答を頂いたものをベースとして意見交換を行った。(花輪議長代理で出席)

2016年の12月下旬に他の部署とは意見交換を行うも雇用対策・労働室とは日程調整の関係でこの日となった。

内容とすれば、1.地域の多様な主体との連携強化による産業施策と雇用創出の一体的推進、(1)産学官金労言による多様な意見の反映。2.労働行政の強化、(1)労働相談体制の強化。(2)ストレスチェック等に係る普及促進。(3)改正労働者派遣法に係る周知徹底。3.求職者・利用者の利便性向上に向けた就労支援・生活支援の一体的実施の推進、(1)就労支援と生活支援の一体化。(2)高齢者の働く場の確保等。4.すべての労働者に対する職業能力開発機会の充実、(1)公的就業訓練への誘導強化。5.将来の日本社会を支える若年者に対する実効的な雇用対策の実現、(1)若者の円滑な就職等の実現。(2)若年無業者等への就労支援等の強化。(3)労働法等の知識を学ぶ機会の確保。(4)若者が活躍できる場の確保等。6.公契約条例の制定による公契約の適正化、(1)県契約条例の一層の推進等。7.教育の機会均等と「貧困の連鎖」防止、労働教育・社会教育の推進、(1)労働法教育の推進。など7項目の13要旨であった。

連合岩手と岩手県側としても一致していることは若年層の県外流出が課題であり、定着したくなるための制度やPR改革、戻って来たい岩手の地域づくりが必要としての意見交換であった。

今後、連合岩手としてもお役に立てる活動をしてまいりたい。としてこの会を締めくくった。!(^^)!



私はここです!



連合岩手からは八幡事務局長をはじめとして合わせて8名の出席。岩手県からは工藤雇用対策室課長を合わせて5名の出席

岩手県立宮古工業高等学校の依頼にて、『2学年就業観・ 勤労観育成講座』の講師として講演！



← 講演の様子。

2017.02.02



2017.02.02

2017年2月2日14時40分～宮古工業にて講演を行ってきた。生徒62名保護者約20名教師を合わせると約90名を前に、(1)昨今の経済情勢と雇用状況。(2)働くということについて。(3)求められる人材について。(4)社会人として望ましい職業観について。(5)その他。として連合本部で出しているデータや、厚労省の資料岩手労働局の資料、労働条件の一部内容、給与明細について、労働相談を受けての問題点とその対処法、色々な方との意見交換をもとにした人材のあり方など、パワーポイントにて説明。

4月になれば3年生、「働くとは?」についてどのように考えているかを生徒さんに尋ねてみました。指名しましたが(^。^)

感じでは、なんのために働くか?、「未だ実感がないせいか、しばし考える生徒さんが多かった」ように思いました。

泣いても笑っても就活は目前、進学は猛勉強へと入っていきます。この講演がいつか役立つことを願いながら、40分間ではあったが大分時間を過ぎてしまったことをお詫び申し上げながら、講演を終えてきた。

がんばれ就活\(^o^)/
がんばれ進学\(^o^)/
がんばれ高校生\(^o^)/

クラシノ
ソコアゲ
応援団!

連合岩手2017春季生活闘争 「労働相談キャンペーン」行動in宮古 2ヶ所にてPRティッシュを配布

Action!



マリ
ンコー
プドラ
前で
の集
合写
真と
活動
の
様
子



宮
古
駅
前
4
ヶ
所
で
の
活
動
の
様
子



2017年2月5日(日)10時30分からマリ
ンコープドラ前集合、約20名の組合員がドラと
宮古駅前、2ヶ所に分かれ活動。

今回2017春季生活闘争で非正規労働者
に対する労働諸条件の改善も重点に据え、生活
闘争を行うこともあり、そこに労働相談キャン
ペーンを張ることで一人でも多くの労働者の不
安を解決するためにPRティッシュを配布し広く
市民の皆さんに知ってもらおうきっかけづくりを
行った。!(^^)!

※ ティッシュ配布行動の協力を頂いた組合

- ・宮古市職労 1名 ・全農林労組 1名 ・岩教組 1名
- ・林野労組 1名 ・東北電労 1名 ・日作労組 6名
- ・東北労金労組 1名 ・足立労組 2名 ・JP労組 1名
- ・ラサ工業労組 1名 ・JR東労組 4名 ・山本職員

ご協力に感謝いたします。 <m(_)_m>



連合神津会長が第6回「働き方改革実現会議」 出席し同一労働同一賃金の法制化のあり方と 長時間労働の是正に意見表明!

2月1日「働き方改革実現会議」が首相官邸で開催、いわゆる
同一労働同一賃金のあり方と長時間労働の是正に関して議論
が行われた。

非正規労働者の処遇改善は
待たなしの課題、「ガイドラ
イン案」が示された。これを実効
あるものにするため、法整備を
進めなければいけない。

長時間労働の是正につい
ては、上限を罰則付きで設定す
べき。その際、①現在の時間
外労働基準を尊重すること。
②上限時間については、
「1ヶ月100時間」はあり得ず、
過労死認定ラインとの間の距
離感を明確にする。③例外的
な扱いはせず、上限規制へ
の到達ステップを明らかにす
る必要がある。

1日は誰にとっても24時間です。家族や地域での時間、
休憩時間を確保できるようにしなければ、社会全体の力も高
まりません。この危機感を共有し、長時間労働の是正に取
り組むべきです。
以上7項目を意見として表明し政府案にくぎを刺した。!

具体的には、①「合理的理由
のない処遇格差」を禁止する
規定を整備。②合理性の立証
責任は使用者が負うもの。③
非正規労働者の声も踏まえた
労使の実質的な話し合い、納
得性のある処遇にしていこと
を促進。などが必要。

36協定の締結主体である過
半数代表について適正な選出
を担保。すべての労働者の実
労働時間を把握すること。勤
務と勤務の間に一定の休憩を
確保「勤務間インターバル規
制」もこの機会に導入すべき。

労働政策審議会ですやかに議
論をスタートし、早期の法改正
を実現すべき

自治体など公務の現場では、災害時対応はもとより、公務非正規の問題
も含め、様々な矛盾が顕在化。教員の長時間労働の問題は深刻化。

ユニオニオン君宮古地協着任

地協の皆さんと共に連合活動を支えて
いきます。宜しくお願いいたします。
2017年2月1日連合本部より宮古
地協に着任しました。

